

三重県県税条例第25条の2第3号ホの規則により知事が指定したもの

	主たる事務所の所在地 (県内の従たる事務所の所在地)	法人種別	関係団体名称	指定の有効期間
1	愛知県名古屋市港区港町1番11号	公益社団法人	中部小型船安全協会	令和5年1月1日から令和6年12月31日
2	津市大里窪田町357番地	独立行政法人	国立病院機構 三重病院	令和6年1月1日から令和7年12月31日
3	鈴鹿市加佐登三丁目2番1号	独立行政法人	国立病院機構 鈴鹿病院	令和6年1月1日から令和7年12月31日
4	津市久居明神町2158番地5	独立行政法人	国立病院機構 三重中央医療センター	令和6年1月1日から令和7年12月31日
5	津市榊原町777番地	独立行政法人	国立病院機構 榊原病院	令和6年1月1日から令和7年12月31日